

架空線に航空法施行規則第 132 条の 3 表三に基づく直径 0.5 m 以上の球形標示物（以下、「球形標示物」という。）の設置が構造上又は技術的に困難であると判断される場合の代替措置

1. 架空線の両端鉄塔の水平距離（以下、「径間」という。）が 700 m 以下の場合の代替措置は、下記の代替 1、代替 2 又は代替 3 によること。

- (1) 代替 1

架空線の両端の鉄塔に、中光度白色航空障害灯又は高光度航空障害灯を設置すること。

「図 両端鉄塔を視認できる径間と高低差 代替白色障害灯」のグラフにより、使用可能な白色航空障害灯を選択すること。

なお、光障害の有無についての検証を行うこと。

- (2) 代替 2

架空線の両端の鉄塔の内、岩陰や樹木に隠れていない部分の高さ（以下、「視認可能高さ」という。）が 30 m 以上の鉄塔に、航空法施行規則第 132 条の 3 表一のハの規定に基づく塗色（以下、「7 段塗色」という。）をし、もう一方の鉄塔に中光度白色航空障害灯を設置すること。

なお、光障害の有無についての検証を行うこと。

- (3) 代替 3

架空線の両端の鉄塔の視認可能高さが 30 m 以上の場合、それぞれの鉄塔に 7 段塗色をすること。

なお、上記の代替 1、代替 2、代替 3 がすべて構造上又は技術的に困難な場合にあっては、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。

- ① 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔の場合は、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、高さ 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔には 7 段塗色をするとともに当該鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 4 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
 - ② 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔の場合は、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、高さ 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔から 45 m 間隔で

架空線に球形標示物を6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。

- ③ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが30m以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが15m未満又は見えない鉄塔の場合は、高さ30m以上の鉄塔には7段塗色をし、高さ15m未満又は見えない鉄塔から45m間隔で架空線に球形標示物を6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
- ④ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが30m以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが15m未満又は見えない鉄塔の場合は、高さ30m以上の鉄塔には7段塗色をし、且つ、当該鉄塔から45m間隔で球形標示物を架空線に6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
ただし、この措置は、地形的条件等により上記③の効果が認められない場合に限る。
- ⑤ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが30m以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが15m未満又は見えない鉄塔の場合は、高さ30m以上の鉄塔には7段塗色をし、且つ、架空線の中央に球形標示物を45m間隔で6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
- ⑥ 架空線の両端の鉄塔の視認可能高さが15m以上30m未満の場合は、両端の鉄塔に7段塗色をし、且つ、各鉄塔から45m間隔で架空線に球形標示物を4個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。

2. 架空線の両端鉄塔の径間が700mを超える場合の代替措置は、下記の代替1、代替2又は代替3によること。

(1) 代替1

架空線の両端の鉄塔に、中光度白色航空障害灯又は高光度航空障害灯を設置すること。

「図 両端鉄塔を視認できる径間と高低差 代替白色障害灯」のグラフにより、使用可能な白色航空障害灯を選択すること。

なお、光障害の有無についての検証を行うこと。

(2) 代替2

架空線の両端の鉄塔の内、視認可能高さが30m以上の鉄塔に7段塗色をし、もう一方の鉄塔に中光度白色航空障害灯を設置し、且つ、架空線の中央に球形標示物を45m間隔で6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置すること。

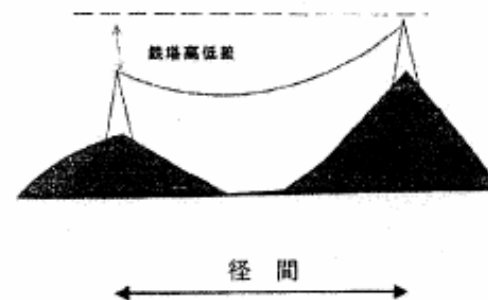
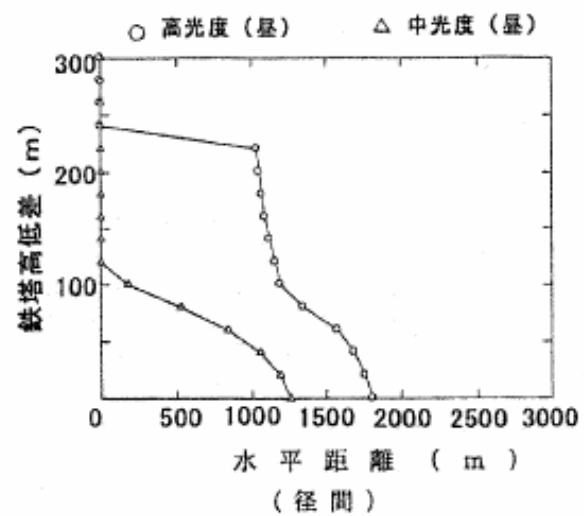
なお、光障害の有無についての検証を行うこと。

(3) 代替3

架空線の両端の鉄塔の視認可能高さが30m以上の場合、それぞれの鉄塔に7段塗色をし、且つ、架空線の中央に球形標示物を45m間隔で6個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置すること。

なお、上記の代替 1、代替 2、代替 3 がすべて構造上又は技術的に困難な場合にあっては、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。

- ① 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、15 m 以上 30 m 未満の鉄塔には 7 段塗色をするとともに当該鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 4 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
- ② 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 以上 30 m 未満の鉄塔の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、15 m 以上 30 m 未満の鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
- ③ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 未満又は見えない鉄塔の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、高さが 15 m 未満又は見えない鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
- ④ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 未満又は見えない鉄塔の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、高さ 30 m 以上の鉄塔には 7 段塗色をし、当該鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。
ただし、この措置は、地形的条件等により上記③の効果が認められない場合に限る。
- ⑤ 架空線の両端の鉄塔の内、一方の視認可能高さが 30 m 以上の鉄塔と、もう一方の視認可能高さが 15 m 未満又は見えない鉄塔の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、高さ 30 m 以上の鉄塔に 7 段塗色。
ただし、この措置は、地形的条件等により上記③、④の効果が認められない場合に限る。
- ⑥ 架空線の両端の鉄塔の視認可能高さが 15 m 以上 30 m 未満の場合は、架空線の中央に球形標示物を 45 m 間隔で 6 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置し、且つ、両端の鉄塔に 7 段塗色及び各鉄塔から 45 m 間隔で架空線に球形標示物を 4 個以上赤と白又は黄赤と白の交互に設置。



図：両端鉄塔を視認できる径間と高低差

代替白色障害灯

